

きのくに信用金庫と和歌山労働局との働き方改革推進のための
包括連携に関する協定書

きのくに信用金庫（以下「甲」という。）と和歌山労働局（以下「乙」という。）
とは、相互の連携強化を図ることで、和歌山県内の働き方改革を推進し、県下
すべての働き手が健康で安心して活き活きと働くことができる職場環境を実現
し地域全体の発展を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携に
より、和歌山県内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上、
連携し、協力する。

- (1) 労働者の良好な職場環境の実現、ワーク・ライフ・バランスの推進
その他の働き方改革に関すること。
- (2) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 多様な働き方に関すること。
- (5) 労働生産性の向上に関すること。
- (6) 乙の施策の広報に関すること。
- (7) その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項につ
いては、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都
度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日
の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解
約できるものとする。

（疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が
生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名
の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月21日

甲 和歌山県和歌山市本町2丁目38番地
きのくに信用金庫

理 事 長

田谷 錠朗

乙 和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号

和歌山労働局長

松浦 厚樹